

# 測量成果電子納品要領（案）の改定に関する調査検討作業

実施期間 平成 20 年度

企画部測量指導課 白井 宏樹 寺島 健太郎

## 1. はじめに

国土交通省では、CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）の一環として、直轄事業の成果品の電子納品を平成 13 年度から開始している。これを受け、国土地理院企画部測量指導課では測量成果電子納品要領及び同ガイドラインの策定、整備、改正作業を随時進めている。本年度は、平成 20 年 3 月に改正された公共測量作業規程の準則に合わせた電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】の改定及び関連作業について調査検討を実施した。

## 2. 調査検討内容

調査検討は①電子納品要領（案）等の運用上のフォローアップ、②電子納品支援ソフトの対応状況調査、③電子化する測量成果の減量化に関する検討、④電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】等の改定の検討及び改定案の作成に分けて実施した。なお、これらの調査検討を効率的に実施するために、検討組織として測量成果電子納品検討ワーキンググループ及びそのサブワーキンググループを設置した。

①電子納品要領（案）等の運用上のフォローアップについては、測量成果と CAD との連携検討として、測量成果を SXF（P21）形式で納品する際の取扱いについて検討し、それら CAD 成果を電子納品する際の仕様を新たに定めた。また、電子納品ヘルプデスク（国土交通省）に寄せられた質問の分析を行い、電子納品の実運用上の課題を整理した。さらに、今後の電子納品の普及啓発の一環として、測量成果電子納品の実態把握と課題抽出を目的とした国・地方公共団体へのアンケート調査実施に向けた事前準備を行った。

②電子納品支援ソフトの対応状況調査については、現時点で国土交通省の土木設計業務等の電子納品要領（案）に対応している支援ソフトを調査し、その中から現行の測量電子納品要領（案）（平成 16 年 6 月）に対応しているものを抽出した。調査対象の支援ソフトウェアについて現行要領（案）への対応項目や平成 20 年版の要領（案）への対応予定を聞き取り調査し、状況を取りまとめた。

③電子化する測量成果の減量化に関する検討については、現行の要領（案）において収録する規定となっている計算簿、成果表等の電子ファイルの内、今後の利活用が見込めない PDF ファイル等を規定項目から削除し、成果品の減量化を図るものである。検討のための材料として、各成果品を電子納品する必要性や実際の利用状況に関するアンケートを、電子納品成果の作成や利用実績のある 4 団体 8 機関に対して実施し結果を取りまとめた。また、併せて今後高度利用が期待できる成果品について確認した。

上記①～②の結果及び作業規程の準則の改正を踏まえ、④電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】等の改定の検討及び改定案の作成を行った。主要な改定事項として、作業規程の準則の改正に伴う測量成果電子納品要領（案）改定に合わせた内容修正、製品仕様書に関する補足の追加、測量成果作成及び取扱いに関する補足追加を基本方針とした。なお、改定案の作成に際しては関係者に対して修正内容確認及び意見照会を実施した。

### 3. 得られた成果

CAD 成果の電子納品については、ファイルフォーマットやレイヤ構成を明確に定め、SXF ファイルのバージョン差異による整合及び当面の収録方法について電子納品要領ガイドライン（案）【測量編】へ反映させた。また、現行要領（案）の実運用上の問題点については、電子的手段による検符・押印方法の反映の他、要領（案）に規定されていない測量成果を格納する場合のファイル命名規則を追加した。

電子納品支援ソフトの対応状況調査の結果からは、主要な電子納品支援ソフト 13 種について電子納品要領（案）の改定に対応しているかどうか、今後対応する予定があるかどうか判明した。また、図面データや管理ファイルのビューア機能を有するソフトが多い反面、測量成果を利活用するための特別な機能や仕組みはほとんど用意されていないことも分析された。

電子化する測量成果の減量化に関する検討では、利用状況調査の結果から測量の種別によって利用する電子ファイルの頻度に差があることが判明した。また、測量成果の高度利用に関する設問では、GIS との連携等、他システムへのデータ利用に期待する回答が目立った。

### 4. 結論

今回の電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】の改定により、より現実的な実態に合わせて電子納品が可能になり、特に国土交通省直轄業務における測量成果の電子納品がスムーズに行われるものと期待される。また、他の測量計画機関が作業規程の準則を準用した公共測量の成果を電子納品により取り扱う場合についても本ガイドライン（案）を標準的な規範として適用できるようになったと考えられる。

ガイドライン（案）が改定されたため、適用後の運用面のフォローアップについては、今後ヘルプデスクに寄せられるユーザからの問い合わせ等の対応を通じて課題整理及び電子納品要領の維持更新を継続して実施していく必要がある。

今後の課題として、今回実施した電子化する測量成果の減量化に関する検討では、アンケート調査により減量化対象となり得るファイルの種類を分析することはできたが、実際に要領（案）やガイドライン（案）に適用し電子納品必須項目を変更するまでは至らなかった。このため、引き続き関係団体への確認に加え、発注者における成果の利活用状況を調査しながら、必須項目の修正を実施する必要がある。

さらに、国、地方公共団体に対するフォローアップが不十分なため、今後、改定された要領（案）、ガイドライン（案）が十分浸透した後、測量成果電子納品の実態把握、課題抽出を目的としたアンケート・ヒアリングを実施する必要がある。

### 参考文献

作業規程の準則（平成 20 年 3 月 31 日国土交通省告示第 413 号）

国土交通省（2008）：測量成果電子納品要領（案）

国土交通省大臣官房技術調査課（2009）：電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】